

C—14 主婦の就労を可能にする条件
女子教員の場合について
その4 生活時間と家事労働

奈良女子大 ○疋田 洋子
北村 君

1. 家庭電気器具の普及に伴って、家事労働はかなり軽減されてきたが、家庭ですごす時間の少ない共働きの主婦にとっては、時間的にも、体力的にも、生活上困難

な問題が残されている。職場と家庭を両立させるために、時間をどのように使い、家事をどのように処理しているかを知って今後の指針とすることは、重要である。

2. 本研究は、奈良市近郊に住む高校家庭科教員を対象とした共働き家庭の総合調査の一部で、夫婦の生活時間、家事労働について、聞き取りおよび記載調査を行ない、職場の家庭への影響、主婦の生活態度、家族の家事に対する協力等について、主婦の主観的総合評価にもとづいて検討した。

3. 主婦の平日の勤務時間（通勤時間を含む）は、平均9時間42分で、土曜日はそれより2時間程少なくなっている。主婦の睡眠時間は、総合的評価「うまくいっている」と答えたものは7時間27分であるのに比べ、「普通または困難」では6時間47分と40分の差がある。家事労働の面では、姑、実母、手伝人等から手助けを得ており、夫も職業をもつ主婦の負担を軽くしてやろうとの気持から、身近な家事を手伝っている。